

## 新規入場者教育

海洋博覧会地区内施設（以下、水族館等）内で工事を行う方々へ、以下の注意事項を厳守していただき作業員自身の安全を確保するとともに、水族館等来館者に対する安全・サービスの提供に支障のないよう作業を行ってください。

### □共通事項

- ① 観覧通路に入らない。
- ② 監督職員に無断で作業区画以外や作業に関係のない園内施設に入らない。
- ③ 園内各所に設置されている物品やコンセント・水道を許可無く使用しない。
- ④ 園内各所に設置されている機器類や盤を許可無く操作しない。
- ⑤ 園内各所に設置されている工作物や設備機器類を破損させない。
- ⑥ 来園者が利用できるトイレは使用しない。（監督職員が指定するトイレのみ利用可）
- ⑦ 園内プログラムの邪魔をしない。（プログラムガイド参照）
- ⑧ 水槽（予備水槽を含む）を覗き込まない。
- ⑨ 水槽（予備水槽を含む）に物を落とさない。
- ⑩ 水槽（予備水槽を含む）に光を当てない。
- ⑪ 水槽（予備水槽を含む）に触れない。
- ⑫ 園内施設、工作物、舗装路へのアンカー打設は原則禁止。ただし必要であれば監督職員と調整する。
- ⑬ 園内各所に設置されている駐車場は利用しない。ただし必要であれば監督職員と調整する。

### □安全管理

- ① 作業開始前の工具点検を行う。
- ② 作業に見合った保護具（ヘルメット・安全帯・安全靴等）を着用する。
- ③ 作業区画は養生を行い、周囲はカラーコーン等にて区画する。
- ④ 作業床2mを超える高所作業は、必ず2名以上で行う。
- ⑤ 脚立等は転倒防止措置を行う。（昇降のためのはしごは原則使用しない）
- ⑥ 有資格作業は資格者が行う。
- ⑦ 入園車両は入園許可書を掲示し、運行前に車両点検を行う。（重機含む）
- ⑧ 公園内車両運行注意事項（入園許可書裏面）を厳守する。
- ⑨ 火気作業は原則禁止とする。
- ⑩ 「臭い」が発生する作業は換気を充分に行う。

### □利用者サービス

- ① 整った身だしなみに気をつける。（作業に支障のない程度）
- ② 休憩所以外で喫煙や飲食はしない。（休憩所は監督職員の指示による）
- ③ 観覧通路及び水槽付近では大声で話さない。
- ④ 来館者・来園者に不快な言動をしない。

その他、監督職員および作業責任者が指示する事項を守り、不審な点があれば必ず報告する。

